

岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 四 十 五 号
平 成 二 十 三 年 五 月 六 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

家畜伝染病の発生

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

岐阜県営住宅退去者滞納家賃収納事務の委託

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一

部改正

保安林の指定

公 示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公 示

落札者等に関する公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

平成二十三年度狩猟免許試験の実施

平成二十三年度狩猟免許試験の更新のための試験及び講習の実

施

土地改良事業の工事の完了

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(畜 産 課)

九二

(治 山 課)

九二

(同)

九三

(公共建築住宅課)

九五

(出 納 管 理 課)

九五

(中 濃 農 林 事 務 所)

九五

(交 通 企 画 課)

九六

(情 報 企 画 課)

九六

(環 境 生 活 政 策 課)

九六

(同)

九七

(清 流 の 国 ぎ ぶ づ くり 推 進 課)

九七

(同)

九八

(農 地 整 備 課)

九九

(都 市 政 策 課)

一〇〇

(西 濃 農 林 事 務 所)

一〇一

(同)

一〇二

土地改良区役員の退任及び就任
落札者等に関する公示

正 誤

土砂災害警戒区域の指定中訂正

土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(中 濃 農 林 事 務 所) 一〇二

(教 育 研 修 課) 一〇三

(法 務 ・ 情 報 公 開 課) 一〇四

(同) 一〇五

(同) 一〇五

告 示

岐阜県告示第二百九十号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 病名

腐蛆病

二 家畜の種類

みつばち

三 発生群数

一群

四 発生場所

岐阜市

五 発生日

平成二十三年四月十四日

岐阜県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市片野町一八七七、一八八三、清見町二本木字脇谷五九六、五九七、六〇九の一、六九〇の一、七三六の一、字大サコ七六一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

岐阜県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝小川字松山一六五六の四、一六五六の四一、一六五六の四三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

可児郡御高町中字北山中二七五〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び御高町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第二百九十四号

岐阜県知事 古 田 肇

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町大廣字ウルシ洞八一五の一五から八一五の一八まで、八一五の二〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市川上字森平五七、七一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
飛騨市宮川町森安字六郎作四〇七の一

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
本巣市根尾能郷字此金谷八三〇の一〇八

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本巢市根尾高尾字吉尾一〇二一の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課並びに本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 受託者の所在地及び名称
東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号
- 二 ツテレ債権回収株式会社
- 二 委託した事務の範囲
県営住宅の退去者に係る滞納家賃の収納事務
- 三 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

岐阜県告示第三百号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 中「社団法人岐阜県自家用自動車協会」を「一般社団法人岐阜県自家用自動車協会」に改める。

岐阜県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
関市板取字平瀬高一七七七の一、字寺野一七八〇、一七八一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷邦照

委嘱した委員

活動区域	氏名	住 所	委嘱年月日
加茂警察署 管轄区域	野中 渡邊 一人 美	加茂郡川辺町 加茂郡川辺町	平成二十三年 四月二十五日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県行政情報ネットワーク「RENTAI」の機器保

守及び維持管理業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成23年2月15日
- 4 落札者を決定した日 平成23年3月29日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区内神田一丁目1番6号
H.N.・N.N.・N.N.・N.N.・N.N.株式会社
代表取締役社長 榎馬 彰
- 6 落札金額 46,777,500円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
所 在 地 岐阜市数田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人For Smile
- 三 代表者の氏名 大野 泰正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内三丁目二番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在宅高齢者及びその家族と医療福祉関係機関等とをネットワークで結び、高齢者が在宅で安心して過ごせるように、医療福祉に関するさまざまな情報の収集と提供を行うとともに、病院・介護事業者・自治体・地域住民との協力により、在宅医療福祉制度の普及・啓蒙活動を通じて、医療福祉の質の向上と地域社会の活性化を図り、広く公益に貢献し、地域を笑顔にする事を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人成年後見支援センターまこのて
- 三 代表者の氏名 若尾 紀行
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市泉郷町四丁目二九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、法定後見及び任意後見の被後見人等に対し、後見人等として身上監護、財産管理、権利擁護に関する事業を行い、被後見人等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年四月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人メタセコイアの森の仲間たち
- 三 代表者の氏名 興膳 健太
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町八二一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、環境保全に関わる技術や思想の学習を希望するすべての人と、環境教育の体験学習を必要とする

教育団体等に対して、自立と協治の精神のもとに、感動的で品質の高い環境教育に関する事業を行い、もって環境と調和して暮らす文化の発掘、維持、創造に寄与することを目的とする。

平成二十三年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第一項の規定により公示します。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

試験の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	試験の種類	申請期間
平成二十三年七月十六日（土）	高山市千鳥町九〇〇一 飛驒・世界生活文化センター	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第一種銃猟	平成二十三年六月十四日（火）から平成二十三年六月二十七日（月）まで
平成二十三年八月二十日（土）	恵那市長島町正家後田一〇六七 七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第一種銃猟	平成二十三年七月十九日（火）から平成二十三年八月一日（月）まで
平成二十三年九月八日（木）	岐阜市数田南二一一 岐阜県庁舎大会議室	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第一種銃猟	平成二十三年八月十一日（木）から平成二十三年八月二十四日（水）まで
平成二十三年十二月九日（金）	美濃市生櫛一六一二二 岐阜県中濃総合庁舎大会議室	わな猟	平成二十三年十一月八日（火）から平成二十三年十一月二十一日（月）まで

二 試験の日程

1 受付

午前九時から午前九時三十分まで

2 知識試験

午前九時四十五分から午前十一時十五分まで

3 適性試験及び技能試験

午後一時から午後五時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で配布する狩猟免許申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該診断書又は当該許可に係る許可証の写しを添付してください。)

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(三) 住民票一通(狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者を除く。また、本籍の記載は不要)

(四) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手を貼り付けたもの)

2 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください。)

(一) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者及び四に掲げる未更新者 三千九百円
(二) その他の者 五千二百円

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所

地を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許(試験)申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更はできません。

四 未更新者の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。

五 試験結果の提供

平成二十三年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間

合否発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(岐阜県庁二階、電話〇五八 二七二 一一三八)及び各振興局の所属窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

受験票及び運転免許証等の身分証明書

六 その他

試験に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部清流の国ぎぶつくり推進課において受け付けます。

平成二十三年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定

により公示します。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験及び講習の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	申 請 期 間
平成二十三年七月十三日(水)	高山市上岡本町七 四六八 岐阜県飛騨総合庁舎大会議室	平成二十三年六月二十一日(火)から平成二十三年七月一日(金)まで
平成二十三年八月九日(火)	美濃加茂市古井町下古井二六一〇一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室	平成二十三年七月十一日(月)から平成二十三年七月二十二日(金)まで
平成二十三年八月三十日(火)	恵那市長島町正家後田一〇六七七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	平成二十三年八月八日(月)から平成二十三年八月十八日(木)まで
平成二十三年九月七日(水)	岐阜市数田南二一一 岐阜県庁舎大会議室	平成二十三年八月十九日(金)から平成二十三年八月二十九日(月)まで

二 試験及び講習の日程

- 1 受付
午前八時三十分から午前九時まで
 - 2 講習
午前九時から正午まで
 - 3 適性試験
午後一時から午後四時まで
- 三 申請手続
- 1 申請書類

各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書一通(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。)

(二) 写真一枚(申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(三) 返信用封筒(長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十円分の郵便切手を貼り付けたもの)

(四) 狩猟免状

2 手数料

申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください。)

3 申請書類の提出先

原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください(住所を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。)

4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。

5 申請書類の受理後における更新試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更はできません。

四 免許更新申請の対象者

平成二十二年に狩猟免許を取得し、又は更新した者

五 その他

試験及び講習に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部清流の国ぎぶづくり推進課において受け付けます。

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号) 第一百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	カラフト地区	平成三三・三・二五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市板取の一部(門原)()

三 調査を行った期間

平成三年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市(板取の一部)の地籍図

岐阜県関市(板取の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市釜戸町の一部(平山)()

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(釜戸町の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(釜戸町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市大井町の一部(原・元起)()

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(大井町の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(大井町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市岩村町大字飯羽間の一部（飯羽間）（ ）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町の一部（本郷）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河） 1、赤河 2、

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年五月六日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
多芸東部 土地改良区	平成 三・三・三	理事	大橋 一己	養老郡養老町金屋	一四番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
多芸東部 土地改良区	平成 三・四・八	理事	今津 均	養老郡養老町金屋	一五九番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
田鶴境土地改良区	平成二三・四・一五

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
西輪中土地改良区	平成二三・四・二一

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
関市肥田 瀨用水土地改良区	平成 三・三・三	理事	仲田 正憲	関市肥田瀨	一〇二番地一

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
関市肥田 瀨用水土地改良区	平成 三・三・三	理事	仲田 兼司	関市肥田瀨	一〇二番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
関市肥田 瀨用水土地改良区	平成 三・三・三	理事	仲田 兼司	関市肥田瀨	一〇二番地一

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
関市肥田 瀨用水土地改良区	平成 三・三・三	理事	仲田 兼司	関市肥田瀨	一〇二番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	平 成 二 三 年 五 月 六 日	理 事	古 川 美 昌	関市小屋名 九九〇番地
用 水 土 地 改良区	三 三 年 三 月 三 日	副 理 長	森 正 男	関市倉知 一四九二番地
		事 務 長	高 井 美 喜	関市倉知 一四六八番地
		理 事	岩 井 利 之	関市倉知 一一七番地
		理 事	後 藤 政 男	関市倉知 五二番地
		理 事	清 水 輝 久	関市倉知 八六八番地
		理 事	森 健 一	関市倉知 一一四七番地
		理 事	山 田 敏 惠	関市倉知 八八一番地二
		理 事	岡 田 利 実	関市倉知 二五七番地
		理 事	亀 山 登 喜 雄	関市小屋名 一七二番地二の一
		理 事	亀 山 和 弘	関市小屋名 九六三番地一
		理 事	亀 山 芳 男	関市小屋名 八九六番地
		理 事	山 田 正 義	関市倉知 九五六番地
		理 事	後 藤 靖 靖	関市倉知 一一八九番地一
		理 事	野 口 治 昭	関市小屋名 八七四番地一

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改良区	平 成 二 三 年 五 月 六 日	理 事	森 正 男	関市倉知 一四九二番地
用 水 土 地 改良区	三 三 年 三 月 三 日	副 理 長	亀 山 浩	関市小屋名 一七六番地一
		事 務 長	高 井 美 喜	関市倉知 一四六八番地
		理 事	大 野 久 司	関市倉知 三三九番地四
		理 事	奥 山 日 出 彦	関市倉知 三九七番地一
		理 事	山 田 み どり	関市倉知 八七一番地
		理 事	沼 田 幸 治	関市倉知 八八六番地
		理 事	長 岡 義 久	関市倉知 一一〇七番地一
		理 事	安 田 克 彦	関市倉知 一一四五番地一
		理 事	古 川 一 秋	関市小屋名 二四〇番地
		理 事	亀 山 富 雄	関市小屋名 九七三番地一
		理 事	亀 山 芳 男	関市小屋名 八九六番地
		理 事	兼 原 敏 勝	関市倉知 九八三番地一
		理 事	岩 井 芳 朗	関市倉知 一一四番地
		理 事	古 川 政 明	関市小屋名 一〇五八番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年五月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 情報教育機器更改業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成23年2月17日
- 4 落札者を決定した日 平成23年3月30日
- 5 落札者の氏名及び住所 岐阜市吉野町6丁目16番地
富士電機ITソリューションズ株式会社岐阜支店
支店長 高橋 和雄

6 契約金額 33,316,668円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課
所在地 岐阜市藪田南5丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

正 誤

(校正誤り)

平成二十三年三月三十一日号外(三) 土砂災害警戒区域の指定(岐阜県告示第二百一十一号)二頁の表中

木曾垣内2	高山市国府町木曾垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮内9	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮内10	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

木曾垣内2	高山市国府町木曾垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ下2	高山市国府町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本	高山市国府町山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆垣内	高山市国府町漆垣内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
養輪1	高山市国府町養輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
養輪2	高山市国府町養輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
養輪3	高山市国府町養輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今1	高山市国府町今	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今2	高山市国府町今	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

は

今3	高山市国府町今	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今4	高山市国府町今	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今5	高山市国府町今	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮垣内	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地1	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地2	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地3	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地4	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地5	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地6	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地7	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地8	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地9	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮地10	高山市国府町宮地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

の、

は

宇津江2	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江2	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江3	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江4	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江7	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江8	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江9	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江10	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江13	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江14	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宇津江15	高山市国府町宇津江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

の、

堂ヶ洞	糠塚 6	糠塚 5	糠塚 4	糠塚 3	糠塚 2	糠塚	広瀬町	桜野	作料下	村山 3	中坪	山ノ下 3	山ノ下 2	山ノ下 1	山ノ下 1	瓜巢 4	瓜巢 3	瓜巢 2	瓜巢 1	長洞	瓜巢 8	宇津江 19	宇津江 18	宇津江 17	宇津江 16
高山市国府町三川	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町広瀬町	高山市国府町広瀬町	高山市国府町広瀬町	高山市国府町村山	高山市国府町村山	高山市国府町広瀬町	高山市国府町広瀬町	高山市国府町広瀬町	高山市国府町瓜巢	高山市国府町瓜巢	高山市国府町瓜巢	高山市国府町瓜巢	高山市国府町瓜巢	高山市国府町瓜巢	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

の

は

養輪 2	養輪 1	漆垣内	山本	宮ノ下 2	木曾垣内 2	木曾垣内	木曾垣内	木曾垣内	木曾垣内	三川	三川 2	三川 3	宮ノ下	松洞口	上広瀬
高山市国府町養輪	高山市国府町養輪	高山市国府町漆垣内	高山市国府町山本	高山市国府町山本	高山市国府町木曾垣内	高山市国府町木曾垣内	高山市国府町木曾垣内	高山市国府町木曾垣内	高山市国府町三川	高山市国府町三川	高山市国府町三川	高山市国府町三川	高山市国府町上広瀬	高山市国府町上広瀬	高山市国府町上広瀬
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

は

(校正誤り)
 平成二十三年三月三十一日号外(三) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第百二十二号)三頁及び四頁の表中

正 誤

(校正誤り)
 平成二十三年三月三十一日号外(三) 土砂災害警戒区域の指定(岐阜県告示第百二十三号)四頁上段前から十行目中「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域」の誤り。

正 誤

誤り。

宇津江14	宇津江13	宇津江20	宇津江10	宇津江9	宇津江8	宇津江7	宇津江4	宇津江3	宇津江2	宇津江1	宇津江1	宮地7	宮地6	宮地5	宮地4	宮地3	宮地2	宮地1	宮垣内	今5	今4	今3	今2	今1	養輪3
高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宇津江	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町宮地	高山市国府町今	高山市国府町今	高山市国府町今	高山市国府町今	高山市国府町今	高山市国府町養輪
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

の

は

の

糠塚6	糠塚5	糠塚4	糠塚3	糠塚2	糠塚	広瀬町	桜野	作料下	村山3	中坪	山ノ下3	山ノ下2	山ノ下1	寄洞2	寄洞2	瓜巢3	瓜巢2	瓜巢1	長洞	瓜巢8	宇津江19	宇津江18	宇津江17	宇津江16	宇津江15
高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町糠塚	高山市国府町広瀬町	高山市国府町桜野	高山市国府町作料下	高山市国府町村山	高山市国府町中坪	高山市国府町山ノ下3	高山市国府町山ノ下2	高山市国府町山ノ下1	高山市国府町寄洞2	高山市国府町寄洞2	高山市国府町瓜巢3	高山市国府町瓜巢2	高山市国府町瓜巢1	高山市国府町長洞	高山市国府町瓜巢8	高山市国府町宇津江19	高山市国府町宇津江18	高山市国府町宇津江17	高山市国府町宇津江16	高山市国府町宇津江15
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

の

は

誤り。

松洞口	宮ノ下	三川 3	三川 2	三川	堂ヶ洞
高山市国府町上広瀬	高山市国府町上広瀬	高山市国府町三川	高山市国府町三川	高山市国府町三川	高山市国府町三川
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

平成二十三年五月六日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター